

## 第3章

### 認証後の諸手続

- 1 登 記
- 2 財産目録の作成及び備付けについて
- 3 事業計画書及び活動予算書等の閲覧について
- 4 法人設立登記直後の届出書類
- 5 その他の各種届出

## 第3章 認証後の諸手続

設立の認証書が届いたら、次の手続を行う必要があります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管轄の法務局においての、設立の登記</li> <li>(2) 設立の時の財産目録の作成及び備付け</li> <li>(3) 県への設立登記完了届けの提出</li> <li>(4) 国税・地方税関係の届出</li> <li>(5) 労働保険・社会保険関係の届出（労働者を雇用する場合）</li> </ul> |
|---|

### 1 登記

- (1) 特定非営利活動法人は、設立の認証を受けた後2週間以内に、組合等登記令（以下「令」という。）の定めるところにより、その設立の登記をしなければならず（法第7条第1項）、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。（法第13条第1項）

また、登記しなければならない事項については、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができません。（法第7条第2項）

なお、設立の認証があった日から6か月を経過しても設立の登記をしない場合は、所轄庁により、設立の認証が取り消される場合があります。（法第13条第3項）

#### (2) 登記事項

登記事項（令第2条）	内 容
① 目的及び業務	定款に記載された目的、事業の種類
② 名 称	定款に記載された名称
③ 事務所の所在地	主たる事務所の所在地、従たる事務所の所在地
④ 代表権を有する者の氏名、住所、資格及び代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め	定款に記載された設立当初の役員のうち、代表権を有する理事の氏名、住所（資格は「理事」）、代表権の範囲等（「理事〇〇〇〇は〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号の従たる事務所の業務についてのみこの法人を代表する」など）
⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由	定款に記載された存続期間又は解散事由

## (3) 登記の時期

設立認証の日から2週間以内。(令第2条第1項)

## (4) 法人代表者の印鑑届けについて

(令第25条で準用する商業登記法第20条・商業登記規則第9条)

ア 設立登記の際には、法人代表者印を作成し、法務局に印鑑届書を提出します。その際には、代表者個人の印鑑証明書を添付することが必要です。

イ 複数の理事が、それぞれの代表者印(例えば、会長印、理事長印、副理事長印等)を持つ場合は、それぞれにつき届出が必要です。(複数の理事で同一の印を共有することは、できません。)

ウ 法人代表者の印鑑の規格は、一辺の長さが1cmを超え、3cm以内の正方形の中に収まるものとされていますが、形は、円でも角でも規格内であれば認められます。

## (5) 変更登記について

法人設立後に、登記事項に変更等があったときは、その都度、変更の登記をしなければなりません。

(例) 事務所の移転、代表権を有する理事の変更、解散、合併、清算終了等

\* なお、令第3条第1項の変更登記には、定款で定めた総会での手続き、法律上の認証、届出等の手続きが併せて必要ですので、注意する必要があります。

変更登記事項	特定非営利活動促進法上の手続き
①目的及び業務	所轄庁の定款変更の認証(法第25条第3項)
②名称	所轄庁の定款変更の認証(法第25条第3項)
③事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所轄庁の変更を伴わないとき…所轄庁へ定款の変更の届出(法第25条第6項)</li> <li>・所轄庁の変更を伴うとき…変更後の所轄庁の定款変更の認証(法第25条第3項)</li> </ul>
④代表権を有する者の氏名、住所、資格及び代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め(注1)	所轄庁へ役員の変更等の届出(法第23条)
⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由	所轄庁の定款変更の認証(法第25条第3項)

(注1) 役員が再任された場合においても、変更の登記は必要になります。役員の任期は2年以内において定款で定める期間とされていますので、改選の度に必ず所轄庁への役員変更届の提出と法務局への代表権を有する理事の変更登記を行う必要があります。

※詳細については、法務局にお問い合わせください。

## 2 財産目録の作成及び備付けについて

- (1) 法第14条の規定により、法人は設立のときに財産目録を作り、常に事務所に備え置かなければなりません。(様式例参照)  
この財産目録は、法人の事務所において、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合は、原則として閲覧させなければなりません。(法第28条)
- (2) この規定の趣旨は、法人の財産状態を明確にして、社員等にこれを知る機会を与え、理事、社員などの個人財産との混同を防ぐことにあります。
- (3) この財産目録の備え置きをしないとき、また、これに記載すべき事項を記載しないとき、若しくは不実の記載をしたときは、理事は20万円以下の過料に処せられます。(法第80条第2号)

## 3 事業計画書及び活動予算書等の閲覧について

- (1) 法人設立後、事業報告書等が作成されるまでの間、次の書類は、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、原則として閲覧させなければなりません。(法第28条第3項)
  - ・ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
  - ・ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- (2) 設立当初から、上記2(1)の財産目録、役員名簿及び定款等が、法人の事務所における閲覧対象となります。(法第28条第3項)

## 4 法人設立登記直後の届出書類

特定非営利活動法人は、設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記事項証明書及び財産目録を添付した「設立登記完了届出書」(規則第3号様式)を三重県知事に提出しなければなりません。(法第13条第2項、規則第7条)

届出の書類	設立登記完了届出書(規則第3号様式)
	登記事項証明書
	設立の時の財産目録

**5 その他の各種届出**

特定非営利活動法人は、必要に応じて関係する官公庁に届出を行う必要があります。

官公庁名	関係項目
税務署	国税（法人税、消費税、源泉所得税等）
県税事務所、市町役場税務課	地方税（住民税、事業税等）
労働基準監督署	労働保険関係（労災保険）
公共職業安定所（ハローワーク）	雇用保険関係
日本年金機構	社会保険関係（健康保険、厚生年金保険）

3 認証後の諸手続

第3号様式（第7条関係）

**設立登記完了届出書**

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
(電話番号)

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 届出書には、次の書類を添付してください。

- (1) 当該登記をしたことを証する登記事項証明書
- (2) 財産目録

(規格A4)

(様式例)

## 設立の時の財産目録

登記事項証明書に記載してある法人設立の年月日を記載する。

年 月 日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇

科 目	金 額 (単位:円)	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	10,000	
××銀行普通預金	40,000	
未収金		
××事業未収金		
.....		
流動資産合計		50,000
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン〇台		
応接セット		
.....		
歴史的資料		
土地 〇〇平米		
.....		
有形固定資産計		
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト		
.....		
無形固定資産計		
(3) 投資その他の資産		
敷金		
〇〇特定資産		
××銀行定期預金		
.....		
投資その他の資産計		
固定資産合計		0
資産合計		50,000

口座番号の記載は不要

勘定科目は任意で追加・削除の上、必要な科目を使用してください。

3 認証後の諸手続

II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代			
.....			
預り金			
源泉所得税預り金			
.....			
.....			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
長期借入金			
××銀行借入金			
.....			
.....			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			50,000

(注) 財産目録中に、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載している例があります。

しかし、財産目録は特定非営利活動促進法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要ありません。